

令和4年3月吉日

各位 殿

交通規制の変更のお知らせ

大阪府住之江警察署  
交通規制係

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は警察行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、地元要望により、下記のとおり住吉八尾線（通称：南港通り）の規制速度（法定60キロ）を指定50キロに変更することとなりました。

甚だ勝手でございますが、何とぞご理解頂きますようお願いいたします。

敬具

記

- 1 規制変更開始日  
令和4年3月18日（金曜日）
- 2 規制変更場所  
柴谷2丁目交差点から玉出交差点までの間（南港通り等）
- 3 規制の変更内容  
速度規制 法定速度（60キロ）を指定速度50キロとします。
- 4 規制理由  
地元からの要望と交通事故防止のため



連絡先 大阪府住之江警察署交通規制係 06-6682-1234（内線421）